

学校感染症について

学校保健安全法に基づき、医療機関で下記の感染症と診断された場合は出席停止となります。

	病名	出席停止期間
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ熱 ・上記の他、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群 ・中東呼吸器症候群 ・鳥インフルエンザ 	<p>→治癒するまで</p> <p>感染症予防法により、必要に応じて病院に入院し、完全に治癒して他人に感染のおそれがなくなるまで病院で管理される</p>
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く） ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・風疹 ・水痘（水ぼうそう） ・咽頭結膜熱（プール熱） ・新型コロナウイルス感染症 ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎 	<p>→発症後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで</p> <p>→特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで</p> <p>→解熱した後3日を経過するまで</p> <p>→耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで</p> <p>→発疹が消失するまで</p> <p>→すべての発疹が痂皮化するまで</p> <p>→主要症状が消失した後2日を経過するまで</p> <p>→発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</p> <p>→症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p> <p>→症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症 	<p>→症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>

※ただし、症状により学校医、その他の医師が他への感染のおそれがないと認めたときはこの通りでなくとも構いません。

- 上記の感染症（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症を除く）に罹患した場合は、医療機関で治癒証明書（出席停止期間が明記されていること）を記入してもらい、登校したら担任へ提出してください。
- インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、保護者の方が罹患報告書に必要事項を記入し、医療機関での発行書類（処方箋等）の写しと合わせて、登校したら担任へ提出してください。
- 治癒証明書・罹患報告書は本校HPからダウンロードできます。（医療機関発行のものでも可）